

掛川市教育委員会規則第5号

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

掛川市教育委員会教育長

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第5章 施設及び設備の管理（第40条―第45条）
第6章 雑則（第46条）」を

「第5章 施設及び設備の管理（第40条―第45条）
第5章の2 学校事務の共同処理（第45条の2）に改める。
第6章 雑則（第46条）」

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第32条第3項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」を「法」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 学校事務の共同処理

（学校事務の共同処理）

第45条の2 学校は、2以上の学校に係る事務を効果的に処理するため、学校事務を共同して処理することができる。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第3号の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 施設及び設備の整備に関する事務

(2) 教職員の福利厚生に関する事務

(3) 前2号に掲げるもののほか、共同処理することが適当であると教育委員会が認める事務

3 前2項に定めるもののほか、学校事務の共同処理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。